

佐倉市私立幼稚園給食費給付金の支給申請について

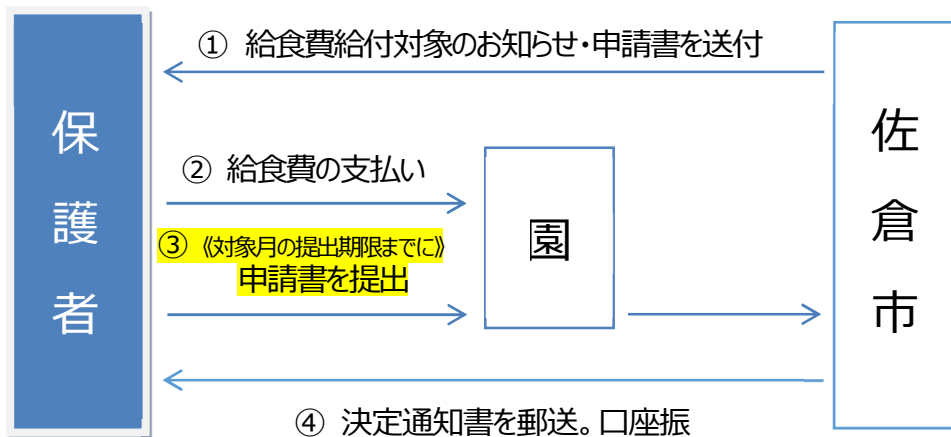
1. 給食費給付金について

佐倉市では、国の補助制度に加え市の単独補助を上乗せし、月額7,500円を上限に給食費を補助しています。対象となる方には通知文を送付しておりますので、通知文をご確認ください。

2. 申請手続・交付までの流れ

給食費の給付対象となった方で、給食費給付金の支給を受ける場合は、「私立幼稚園給食費給付金支給申請書」に必要事項を記載の上、**対象月の提出期限までに在籍している幼稚園へ提出**してください。在籍園が利用実績を確認後、市から皆様の指定口座にお振込みいたします。

(※) 佐倉市外の幼稚園に在籍している方は、取扱いが異なる場合がありますので、幼稚園にお問い合わせください。



3. 給付額

実際に支払った給食費が給付額（月額7,500円が上限）となります。

ただし、預かり保育日のみの給食費（例えば、夏季休業期間中の預かり保育日に利用した給食費）は対象外となります。

4. 申請書提出期限

対象月により申請書提出期限が異なりますので、ご注意ください。

対象月	申請書提出期限	支給予定月
令和8年4～8月分	令和8年7月10日（金）	令和8年9月末
令和8年9月～令和9年3月分	令和9年3月12日（金）	令和9年5月末